

山形県地域福祉支援計画 概要【計画案】



誰もが役割を持てる地域共生社会



計画策定の趣旨

個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、互いに「支え・支えられ」、役割と生きがいをもって共に生きる『地域共生社会』の実現に向けた取組みを推進する。

計画の位置づけ

社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、**広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画**として策定する。

計画期間

令和5年度から
令和9年度
(5年間)

本県の福祉を取り巻く状況

1 人口減少、少子高齢化の進行

- ・想定を上回る人口減少
- ・上昇を続ける高齢化率、減少を続ける年少人口・生産年齢人口
- ・出生数は一貫して減少傾向、未婚率の増加

2 世帯類型の変容

- ・世帯規模の縮小(核家族・単独世帯の増加)
- ・高齢者のみの世帯の増加

3 支援対象の広がり支える人材の不足

支援 [高齢者]要介護認定者、生活保護世帯は増加傾向
対象 [制度の狭間]ヤングケアラー、ひきこもり者

支援 [介護職員]将来的に人材不足が拡大
人材 [民生委員・児童委員]担い手不足による欠員の拡大

4 新型コロナウイルスの影響と顕在化した課題

- ・交流機会の減少による孤独・孤立化
- ・生活困窮者等の立場の弱い方へのしわ寄せ

図 国勢調査・推計人口の推移(平成27年～令和7年)

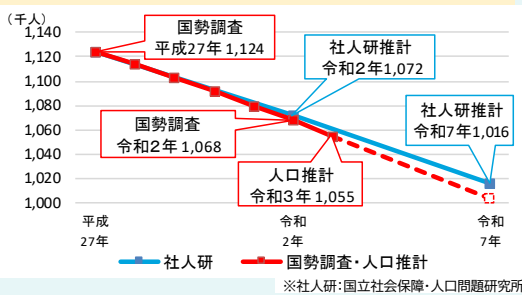
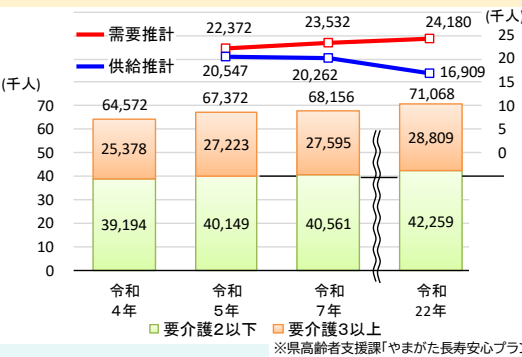


図 要介護認定者数(R4実績、R5～推計)・介護職員推計(R5～)



【参考】地域における支え合いの状況 (令和4年 県政アンケートの結果より)

○ 地域における支え合い等の活動状況

- ・6割以上が「地域で活動が行われている」と認識
- ・最近1年間の本人の活動状況
 - 「清掃や草刈り」には5割程度の参加
 - (家族を除く)買い物や通院時の支援は3%程度

○ 今後の地域活動で重要なこと(右図参照)

- ・子どもや高齢者を地域全体で見守り支援する活動
- ・孤独や孤立を防ぐための交流会・居場所づくり

計画の理念(目標)

『互いに支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る山形県の実現』



計画の基本方針

1 「我が事」の地域づくりを進める

地域住民それぞれが役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域づくりを進めていきます。

2 分野別の施策をつなぎ、制度の狭間に対応する

各分野の制度の狭間に置かれた人たちに手を差し伸べる施策を展開していきます。

3 世代や分野を超えた多様な主体による参画・連携で地域生活課題を解決する

行政や関係機関だけでなく、地域住民・企業ほか地域の多様な主体の参画や、世代や分野を超えた連携を推進することで課題の解決を図っていきます。

4 顕在化した課題に重層化した支援で対応する

「孤独・孤立」の深刻化、生活困窮、交流機会の減少などの課題に対し、公的な支援に加え、地域全体での見守り、デジタル技術の活用など、支援の重層化により対応していきます。

5 人口減少を見据えた福祉人材の確保

専門的な福祉人材の確保に向けた施策を進めるとともに、地域住民の参画やボランティアなど、多様な担い手の育成を併せて推進します。

施策の方向性

施策1

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らしていくための施策の推進
- ・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会環境づくりの推進
- ・困難を有する若者等の社会参加に向けた支援
- ・県民や事業者による、誰もが暮らしやすいまちづくりへの積極的な取組みの推進
- ・高齢者等の移動手段の確保、買い物・通院支援
- ・福祉以外の分野とも連携した、障がい者やひきこもり者等の社会参加の促進
- ・ヤングケアラーに対する、状況に応じた適切な支援
- ・地域における支え合い活動の普及拡大
- ・生活困窮者への包括的な支援体制の強化、居住に課題を抱える方への支援
- ・市町村における属性を問わない包括的支援体制の構築支援
- ・生活困窮者・障がい者・ひとり親家庭等就労に困難を抱える人に対する就労支援
- ・福祉や教育・医療分野等と連携した自殺対策の推進
- ・判断能力に不安がある方への支援の充実
- ・社会全体で虐待防止に取り組む機運醸成のための啓発の強化
- ・福祉的支援を必要とする犯罪をした人等の社会復帰支援
- ・属性や世代を超え、誰もがいつでも気軽に立ち寄れる居場所や拠点の整備
- ・地域福祉推進のための財源確保の多様化、企業等への働きかけの促進

施策2

市町村の地域福祉の推進への支援

- ・市町村地域福祉計画の策定支援
- ・地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援

施策3

地域福祉を担う人づくり

- ・山形県福祉人材センター等による福祉人材の確保・育成
- ・介護人材、障がい福祉人材、児童福祉人材の確保・育成
- ・民生委員・児童委員の活動支援
- ・ボランティアやNPO活動等への参加促進と活動の活性化
- ・高齢者の生活や活動・活躍を地域で支える取組みの推進

人材確保・育成の取組み



「やまがたKAIGO PRIDE」(介護職員のポートレート展示)

ボランティア・NPO支援



NPOの活動やボランティア情報の発信

主な計画指標

- ・属性や世代を問わない包括的な相談支援窓口を設置している市町村→令和6年度まで全市町村で整備
 - ・社会福祉法の改正を踏まえた市町村地域福祉計画→令和9年度まで全市町村で策定
 - ・生活困窮者自立支援制度における各事業(※)→令和7年度まで全市町村で実施
- ※「自立相談支援事業」と任意事業である「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」及び「子どもの学習・生活支援事業」等

農福連携の推進



障がい者によるシタケの計量・パック詰め作業

ひきこもり者支援

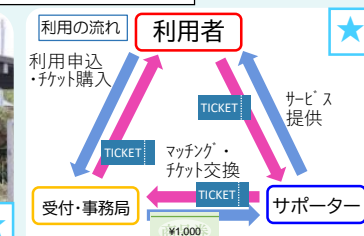


若者相談支援拠点での支援

地域における支え合い活動



西遊佐地区まちづくりの会エプロンサービス(遊佐町)(高齢者の生活支援事業)



チケット制の有償ボランティア(高崎市の生活支援事業)

居場所や拠点の整備



誰もが気軽に集える居場所整備「すぽっと」(朝日町)

多様な財源確保



クラウドファンディングによる資金調達「第2の家を作るプロジェクト」(With優)

施策4

福祉サービスの適正な利用の促進等

- ・苦情解決制度の充実
- ・福祉サービス第三者評価事業の推進

施策5

包括的支援体制整備への支援等

- ・市町村間の情報共有の場づくり
- ・重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡大

施策6

その他の施策

- ・災害時の要配慮者の把握と支援、防災意識の醸成等
- ・災害ボランティア活動への支援
- ・東日本大震災により県内に避難されている方への支援
- ・雪対策の推進